

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行ないます。ご協力をお願いします。



「建設業の許可業種に“解体工事”を新設する…現行28業種を設定して以来43年ぶり。公共工事の元請が下請を使う時は、その金額に拘わらず“施工体制台帳”の作成を求める事に！」との記事が1/22の業界紙に出ました。解体工事の業種区分は現行のとび・土工・コンクリート工事から分離独立する形で設けられ、土木一式や建築一式の中で行われる解体工事は問題ありませんが

公共工事の元請に施工体制台帳の作成義務化!

解体だけを手掛ける専門業者は新たに許可を取る必要がありそうです。もちろん1件500万円以上の工事についての事ですが、建設業法とは別に建設リサイクル法で解体工事業者の登録(一定規模以上)を義務づけており、調整がなされる模様です。施工体制台帳の義務化については現在総下請金額が

3,000万円(建築一式は4,500万円)以上の義務が、総ての公共工事の元請業者に課される事になります。社保未加入業者の締め出しと合わせて益々厳しくなります。



「本来支払う必要のない労災保険料を還付請求できる過去2年分だけでも50万円程余分に払っている。某社労士が関与していたのに…」とは通信工事業のA社からコンサル契約の相談があった中で分かったことです。コンサル契約とは経審・県入札の手続きと社労業務の顧問契約を包括してお受けする事で、手数料を18～25%程低く設定するもので、他に許可の業種追加や変更届、会社の議事録等の手数料を通常の半額以下で受任する

刈ッともある当事務所の契約方法ですが、この相談の中で払い過ぎた労災保険料が判明。賃金に業種毎の保険料率を掛けて保険料を計算するのが原則ですが、建設業は特例として元請金額に一定の労務費率を掛けて賃金を算出する事を認めています。

つまり下請分は除外します。ところが某社労士は下請分も含めて計算していたのです。10年以上も前からの誤納額は合わせて数百万円に…。



当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379